

地域子ども・子育て支援事業の取り組み状況

(1) 延長保育事業（進行管理票P1、1 (2) ①)

■事業概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業。

■計画当初時の状況

これまで、すべての公立保育所で早朝と夕方の延長保育を実施。

平成27年度より、「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」とで時間外保育としての利用時間が異なる。

「標準時間利用」では午前7時30分から午前8時までの間（利用料200円）。

「短時間利用」では、午前7時30分から午前8時30分（午前7時30分から午前8時までの利用料200円）までの間と午後4時30分から午後7時（午後6時から午後7時までの利用料200円）までの間を延長保育として実施。

■量の見込みと現状（※特に午後6時以降利用分として）

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(実人数)	人/年	121	119	116	113	113
確保方策	人/年	121	119	116	113	113
	か所	9	9	9	9	9
実績	人/年	34	34	39		
	か所	8 興風は保育 の実施無	8 興風は保育 の実施無	8 興風は保育 の実施無		

■方策・課題

今後も継続して市内の保育所全施設で実施する体制とし、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応していく。

量の見込みよりも実績は少なく、提供体制は充分確保できていることになるが、市立保育所運営の全体的課題として正規職員の不足がある。また、正規職員の不足を補うためや、延長保育や一時預かりといった事業に柔軟に対応するため、嘱託職員や臨時職員の雇用に頼るが、これもまた不足する現状がある。保育の質を高めるといった点においては、十分な職員数の確保が整った上で、より質の高い保育を目指したいところである。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（進行管理票P1、1(2)②)

■事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る事業。

■計画当初時の状況

ニーズ調査から、就学前児童5歳の保護者では、子どもが小学校入学後における希望として、低学年時での利用意向が高いものの、高学年時での利用意向は低く、現に小学生の保護者では、高学年時での利用意向が高まる傾向がみられた。

平成27年夏からは市内7か所で実施。

■量の見込みと現状

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
低学年(6~8歳)人口推計		人	745	762	770	791	771
高学年(9~11歳)人口推計		人	759	744	766	753	770
量の見込み (実人数)	低学年	人	229	234	237	243	237
	高学年	人	121	122	122	120	123
	合計	人	350	356	359	363	360
確保方策	登録児童数	人	229	356	359	363	360
	施設数	か所	6	6	6	7	7
実績	低学年	人	237	270	304		
	高学年	人	(4年夏季) 30	(4年生) 42	(4,5年生) 81		
	登録児童数	人	267	312	385		
	施設数	か所	7	7	7		

■方策・課題

高学年の利用希望に対する提供体制確保をめざす一方で、利用者増によるスペースの確保が課題。平成30年度からは全学年を対象に受け入れを実施している。

既存施設の利活用をはじめ、新たな施設での開設等、学校との連携・調整などにより、実施体制の整備を図る。

八木地域では平成27年度夏から1か所追加開設し2箇所を実施。

日吉地域では平成28年度に、老朽化した施設に替えて、新施設を建設した。

支援員の専門性を確保するため、京都府が主催する放課後児童支援員研修（認定資格研修）への受講を複数年で計画的に実施。平成27年度は8名、平成28年度は8名、平成29年度は9名が受講済である。

(3) 子育て短期支援事業（進行管理票P2、1(2)③）

■事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

■計画当初時の状況

要保護児童対策地域協議会進行管理ケースでの支援の方法としての利用や、母の出産入院期間中の利用希望に対応し、近隣市の児童養護施設での一時的な養育を実施している。

児童養護施設青葉学園（亀岡市）に委託して実施。

■量の見込みと現状

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(述べ利用人数)	人/年	28	28	28	28	28
確保方策	人/年	28	28	28	28	28
実績	人/年	13	0	0		

■方策・課題

緊急時の対応なども含め、受入施設と連携し、適切な利用を促進する。

平成28年度、平成29年度は利用が無かった。平成30年度においても現状で利用は無い。

(4) 地域子育て支援拠点事業（進行管理票P2、1(2)④）

■事業概要

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

■計画当初時の状況

直営による専用施設での運営と他施設を利用したNPO法人への委託での運営により、2か所を拠点として実施済み（直営：子育てすこやかセンター、委託：ぽこぽこくらぶ）。

委託により地区に出張しての開催をはじめ、気軽に集まれる場の提供を進めている。

■量の見込みと現状

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み		回/年	12,228	12,216	12,024	11,880	11,772
確保方策(箇所数)		か所	2	2	2	2	2
実績	直営	回/年	6,636	6,975	7,366		
	委託	回/年	1,696	2,268	3,020		
	合計(延べ利用回数)	回/年	8,332	9,243	10,386		
	場所	か所	2	2	2		

○地域子育て支援拠点事業 平成29年度概要

名称	南丹市子育てすこやかセンター	ぽこぽこくらぶ [八木]	ぽこぽこくらぶ [日吉]	ぽこぽこくらぶ [美山]	ぽこぽこくらぶ [園部]
開設場所	同上	コミュニティスペース気になる木J U J U	南丹市日吉町生涯学習センター(会議室)	南丹市美山文化ホール(和室)	①南丹市園部南部コミュニティーセンター ②横田公民館
開設日時	月～金曜日 9時～12時 13時～17時	月～水、金曜日 10時～15時	火曜日 10時～15時	木曜日 10時～15時30分	①第1・3木曜日 ②第2・4木曜日 10時～15時
実施方法	直営	委託	委託	委託	委託
特色	子育て講座、お話し会、親子リトミック、ベビーマッサージ、日曜講座、運動会、クリスマス会あげますください会、心の相談ファミリーサポートセンター事業との連携	絵本の日、おめでとうの日、託児付の外カフェ縁日、ハロウィンパーティーランチタイム産前産後サポート事業との連携	同左	同左	同左
利用人数	7,366人	1,583人	396人	407人	634人

■方策・課題

拠点2か所での実施体制とするが、各地区への出張で市内全域を補う。利用が広がるように、PR活動を行い、参加を促進するとともに、相談支援や活動内容など質の向上を図り、子育て家庭に寄り添い支援する活動を促進する。

担当者（嘱託職員、NPO法人スタッフ、子育て支援課担当職員）が定期的に情報交換し、課題の共有とその解決に向けて連携する。それぞれ特色をもった企画運営を行い、居場所を提供する。

平成30年度からは、ぽこぽこくらぶ[八木]の開設を週5日（月～金曜日）に拡充している。

(5) 一時預かり事業 (進行管理票P2、1(2)⑤)

■事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

■計画当初時の状況

幼稚園在園児の教育時間外での預かり保育と、保育所を利用していない子どもを対象に、保護者の仕事や病気等を理由にした、保育所での緊急、一時的な預かりと週3日以内の定期利用での預かりによる一時保育を実施している。

種別	実施施設
幼稚園における在園児対象の預かり	園部幼稚園 ※平成27年度から八木中央幼稚園(八木中央幼児学園 短時部)
2週間以内で緊急、一時的な預かり	園部・城南・八木中央・日吉中央・みやま・知井保育所
週3日以内の継続的な預かり	八木中央保育所(八木中央幼児学園 長時部)

■量の見込みと現状

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延人数)	①1号認定(3~5歳児 保育の必要性なし)による利用	人/年	185	180	174	2,000	2,000
	②2号認定(3~5歳児 保育の必要性あり)による利用	人/年	1,019	992	956	—	—
	合計	人/年	1,204	1,172	1,130	2,000	2,000
	【私立】聖家族幼稚園	人/年	—	—	—	3,300	3,300
確保方策		人/年	1,204	1,173	1,130	5,300	5,300
		か所	3	3	3	3	3
実績(公立幼稚園 2園分)		人/年	2,246	1,733	1,934		
実績(私立聖家族幼稚園)		人/年	3,207 春休 131 夏休 347	3,350 春休 198 夏休 388	3,811 春休 209 夏休 407		

○幼稚園以外における一時預かり

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延人数)	一時保育	人/年	279	277	271	800	800
	ファミリー・サポート・センター		0	0	0	200	200
確保方策	一時保育	人/年	279	277	271	1,000	1,000
実績	一時保育	人/年	842	733	815		
	ファミリー・サポート・センター (就学前児童の預かり)	人/年	215	179	175		

■方策・課題

就労や緊急時などに育児支援者がいない家庭の増加に留意し、実施体制を確保する。公立幼稚園の内、1か所のみでの実施から、平成27年度より2園で実施。幼稚園、保育所での一時預かりは量の見込みと実績の差が大きいため、昨年度の中間見直しで修正。平成29年度から「子育てすこやかセンター」にて「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しているが、一体的運営という点でも、拠点施設での預かりのニーズに応じていきたいところ(提供会員の自宅以外の施設等の預かりも可能と、ファミサポ事業の国要綱(平成30年4月1日適用)に明記)。

(6) 病児保育事業（進行管理票P2、1(2)⑥)

■事業概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護等が一時的に保育等を実施する事業で、①病児対応型・病後児対応型 ②体調不良児対応型 ③非施設型（訪問型）の3つの類型がある。

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、地域の子育て家庭等に対する相談支援を実施する事業	看護師等が保護者の自宅に訪問し、一時的に保育する事業
対象児童	当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施要件	・看護師等：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ・病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等	・看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ・保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等	・預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等

■計画当初時の状況

これまでは未実施であるが、共働き世帯が増加するなか、ニーズは高い。市内小児科医との連携により、当面市内1か所での「病児対応型・病後児対応型」の開設を検討する。

■量の見込みと現状

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人/年	929	915	891	873	869
確保方策	人	0	0	891	873	869
	か所	0	0	1	0	1
実績	か所	0	0	0		

■方策・課題

この3類型とファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕を含め検討。量の見込みでみると多く算出される傾向がみられるが、共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えている。

市内1か所での「病児対応型・病後児対応型」の開設の見込みが立たない中で、計画の見直しを行った。平成28年度は、体調不良児の保育（子どもが病気をしたときの保護者の対応と病児保育支援ニーズ）についてのアンケート調査を実施したが、看護師不足により制度化は難しい。

京都府においては、医師会、小児科医会、病院協会、市長会、町村会等のメンバーによる検討会を開催し、府内の病児・病後児保育の推進のため、医療機関の広域利用の枠組みの検討やその他病児・病後児保育の推進に向けた取組の検討を進められる動きもあるところ。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（進行管理票P2、1（2）⑦）

■事業概要

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■計画当時の状況

ファミリー・サポート・センター事業を市内1か所で実施。これまでは就学前児童の利用がほとんどであり、小学生では放課後児童クラブの送迎等での利用があるが、放課後の預かりの利用はほとんどみられない。

■量の見込みと現状（学校の放課後の預かりとして）

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(延べ人数)	人/年	0	0	0	0	0
確保方策	か所/年	1	1	1	1	1
実績	人/年	3	0	1		
	か所/年	1	1	1		

■方策

ニーズ調査では、ニーズはみられないが、小学生の放課後の過ごし方の一つとして、サービスの周知を図り、利用を促進する。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（進行管理票P2、1（2）⑧）

■事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

■計画当初の状況

生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師・栄養士等が家庭訪問し、発育の状況を計測、確認し、育児に関する相談に応じたり、予防接種や保健事業等子育て支援に関する情報提供を行っている。

■量の見込みと現状

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳児 人口推計	人	221	218	215	213	212
量の見込み(実件数)	件/年	221	218	215	213	212
訪問率	%	100	100	100	100	100
実績	訪問対象家庭数	件/年	169	211	174	
	家庭訪問数	件/年	169	206	164	
	訪問率	%	100	97.6	94.3	

■方策

保健師が中心に訪問計画を立て、訪問実施後の結果により、必要に応じて、庁内で連携・調整をし、事後の相談や訪問等、適切な支援につなぐ。

平成29年度の未訪問者10名の内訳は、他市に依頼が7名、子育て相談にて対応1名、希望せず1名、連絡つかずが1名である。未訪問者については、乳児健康診査においてフォローしている。

(9) 妊婦健康診査（進行管理票P2、1（2）⑨）

■事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

■計画当初の状況

安全、安心な出産のため、妊婦の健康管理を図る。妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行。京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して利用することができる。

■量の見込みと現状

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳児 人口推計		人	221	218	215	213	212
1人当たりの健診回数		回	14	14	14	14	14
量の見込み		回/年	3,094	3,052	3,010	2,982	2,968
実績	対象者数	人	227	205	191		
	回数(受診券回収枚数)	回/年	2,527	2,476	2,187		

■方策

医療機関とも連携し、適切な受診を推奨し、妊婦の健康の保持及び増進を図り、妊産期の母子の健康を支援する。

(10) 養育支援訪問事業（進行管理票P3、1（2）⑩）

■事業概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

■計画当初の現状

子どもの養育に困難のある家庭等に、子育てサポーターを派遣し、育児・家事援助といった必要な支援を行っており、必要に応じて保健師等が専門的な相談支援等を行っている。

■量の見込みと現状

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(延人数)		人/年	15	15	15	74	74
確保方策		人/年	15	15	15	74	74
実績	育児・家事支援	人/年	2	0	0		
	専門的相談支援	人/年	43	51	37		

■方策

平成26年度京都府社会福祉審議会児童福祉専門部会児童相談業務評価検証部会にて、乳児家庭全戸訪問事業から養育支援訪問事業へつながる基準が不明確とされ、平成29年3月、京都府が養育支援訪問事業実施ガイドラインを策定された。妊娠届出時における対応や妊婦への訪問指導等において適切にアセスメントを行った上で、必要な事案を本事業につないでいくこととし、要保護児童対策地域協議会の機能を活かし、きめ細かで専門的な支援を展開する必要がある。そのような中で、実際のケース対応による実績からも、昨年度の中間見直しで見込み量を修正している。

(11) 利用者支援事業（進行管理票P3、1(2)⑪）

■事業概要

新制度施行に伴い新たに導入された事業。子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し利用者を支援する。

事業内容	
[総合的な利用者支援]	[地域連携]
個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当たって「情報集約・提供」、「相談」、「利用者支援・援助」を行う。	子育て支援を行う関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行う。

類 型	
[基本型]	「利用者支援」と共に「地域連携」を実施。主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用して実施。
[特定型]	主に「利用者支援」を実施。主として行政機関の窓口を活用して実施。
[母子保健型]	保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態。継続的な把握、支援プランの策定を実施。主として、保健センターを活用して実施。

■量の見込みと現状

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
確保方策(実施箇所数)	か所	2	3	3	4	4
実績(実施箇所数)	か所	1	2	2		

■方策・課題

既に、地域子育て支援拠点事業を実施している「子育てすこやかセンター」と「ぽこぽこくらぶ」において、子育て中の親子を対象とした日常的な相談対応を行ってきている。これらの施設を活用しながら、利用者支援事業として位置付け、子育て支援の総合的な窓口として、また地域の子育て資源の育成や地域課題の発見・共有に及ぶまでの取組を進めていく。

担当する支援員は、京都府が主催する子育て支援員研修（基本研修・専門研修）を受講済み。

平成27年度は拠点施設1か所（ぽこぽこくらぶ）で「基本型」を実施。平成30年度からは開設日を週3日から週5日に拡充した。

平成28年度も更に1か所、拠点施設（子育てすこやかセンター）で「基本型」を開始。

「特定型」（子育て支援課窓口）の実施のため、平成30年度に担当職員が子育て支援員研修を受講予定。

昨年度の中間見直しでは「母子保健型」を確保方策として追加。平成30年度中に保健医療課で実施予定。すでに実施している「基本型」と「母子保健型」の連携により「子育て世代包括支援センター」の仕組みを整えることを目指す。

※参考「子育て世代包括支援センターガイドライン」（抜粋）

○子育て世代の支援を巡る状況

母子保健法の改正により、平成29年4月からセンター（法律における名称は「母子健康包括支援センター」。）を市区町村に設置することが努力義務とされた。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においては、平成32年度末までにセンターの全国展開を目指すこととされた。

○子育て世代包括支援センター理念

子育ては、家庭や地域での日々の暮らしの中で行われるものであり、母子保健や子育て支援施策等の専門領域ごとに分断されるものではない。また、妊産婦や乳幼児、その家庭の状況は経過によって変わるものである。この認識に立って、センターの運営による「包括的な支援」を通じて、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な成育環境の実現・維持を図ることが重要である。

○役割

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する。このような取組により育児不安や虐待の予防に寄与することができる。

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握するためには、センターが母子健康手帳交付時の面談等の機会を活用して直接把握する方法のほか、関係機関が把握している情報をセンターに集約させ、一元的に管理することによって可能となる。

○必須業務

- ①妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- ②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③支援プランを策定すること
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

妊産婦・乳幼児等、住民が気軽に立ち寄ることができ、相談窓口として認知されるためには、センター機能を有する場所や窓口を明示することも重要である。センターとしての窓口・拠点は市町村保健センターや地域子育て支援拠点事業等、市町村の実情に応じて設置されるものである。

○支援対象者

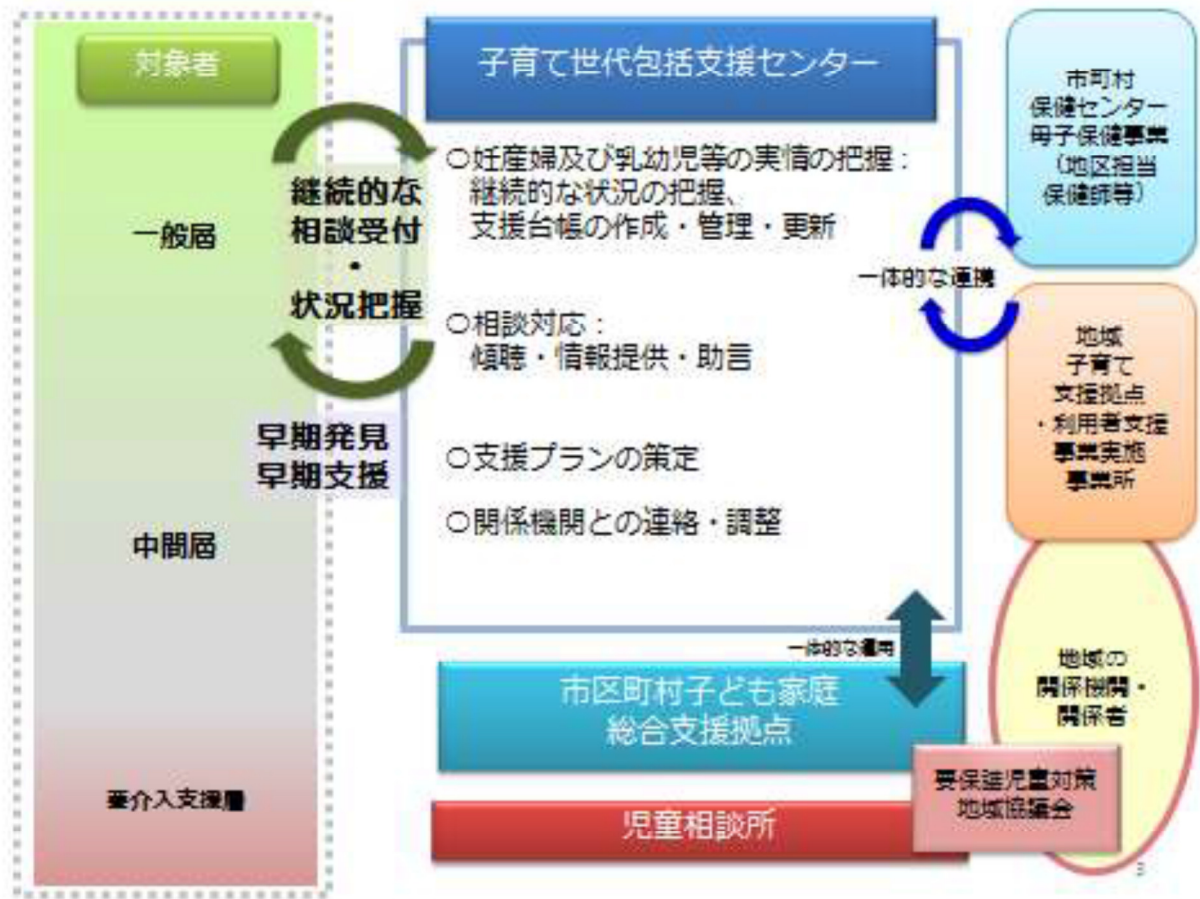
センターは原則すべての妊産婦（産婦：産後1年以内）、乳幼児（就学前）とその保護者を対象とすることを基本とする。地域の実情に応じて18歳までの子どもとその保護者についても対象とする等、柔軟に運用する。その中で妊娠期から子育て期、特に3歳までの子育て期について重点を置く。

○職員の確保

センターには保健師等を1名以上配置。

センターで継続的關係を築く対象には、悩みや不安等により心理的に不安定な状態にあり、それを自覚している妊産婦、保護者等に対応する場合のみならず、対象者が必ずしも支援の必要性を自覚していない場合も想定される。支援を求められていなくても子どもの健全育成のために関係構築の努力を必要とする場合には、支援者側の高いケースワーク技術や対人支援能力が求められる。

※子育て世代包括支援センターにおける支援イメージ



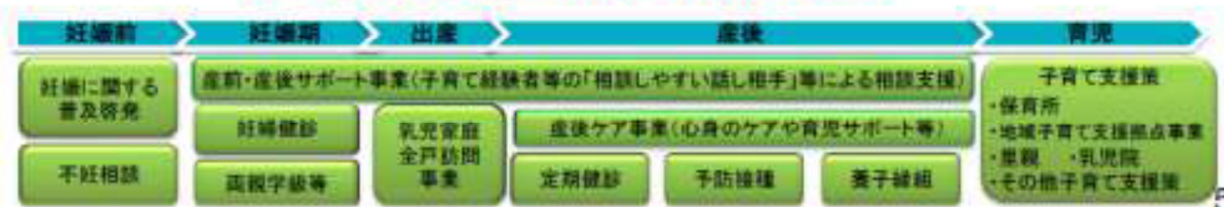
※実施体制の例

○利用者支援事業（母子保健型）と利用者支援事業（基本型）を一体的に実施する場合

(事業イメージ) 利用者支援事業(母子保健型)、利用者支援事業(基本型)の両事業を同一の事業者(施設)が受託し、両事業のコーディネーターが同じ場所で1つのチームとなって実施する方法
 (実施例) 和光市など

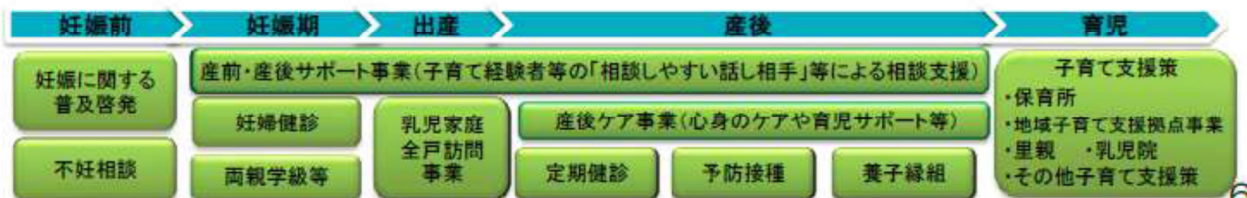


【妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



○利用者支援事業（母子保健型）と利用者支援事業（基本型）をそれぞれ立ち上げ、連携して実施する場合

(事業イメージ) 同一市町村において、利用者支援事業(母子保健型)と利用者支援事業(基本型)を別々の事業者(施設)が受託するが、両事業のコーディネーターが、緊密に連携して実施する方法



○市町村保健センターと利用者支援事業（基本型）の連携により実施

(事業イメージ) 市町村が設置した保健センターの保健師と利用者支援事業(基本型)のコーディネーターが、緊密に連携して実施する方法

※コーディネーターの研修、スーパーバイズ、システム改修など従来の市町村保健センターの取組みに付加する機能について、利用者支援事業(母子保健型)を活用し、充実・強化することも想定

(実施例) 堺市、浦安市(利用者支援事業(特定型)との連携)など

